

平成 23 年 4 月 1 日

愛媛県ミニバスケットボール連盟  
登録チーム 指導者・保護者各位

愛媛県ミニバスケットボール連盟  
会 長 芝 毅

### 連盟規約の改正に向けて（連絡）

陽春の候、指導者・保護者の皆様におかれましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本連盟の趣旨に御賛同いただき、格別の御協力、御支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、本連盟におきましても、「友情、ほほえみ、フェアプレイ」の精神を大切にして、ミニバスケットボールの普及発展を進めております。お陰さまで、愛媛県内における暴力行為（言葉を含む）は、21 年度の規約改正以来、皆無に近い状況であります。県内各地で指導者講習会を開催したことが指導者の資質向上に成果を上げた実感しております。また、皆様の御理解と御協力の賜物と心よりお礼申し上げます。

このことにつきまして、平成 23 年 1 月、2 月に開催した「愛媛県ミニバスケットボール連盟常任理事会」にて成果を確認し、連盟規約の「賞罰に関する事項」の見直しを行うことにしました。その際、愛媛県内のミニバスケットボール指導の実態に沿うことを基本方針とし、除名処分の捉え方に検討を加えました。さらに、処分の解除についても明文化することにしました。

つきましては、「愛媛県ミニバスケットボール連盟規約」を一部改正いたしましたので、下記のとおり、留意事項を添えて改正部分をお知らせいたします。（規約は Web ページ上でも公開しております。）

今後とも、本連盟は、児童一人一人がのびのびと楽しくプレイできる環境づくりを進めながら、ミニバスケットボールの健全な普及発展及び技術の向上、指導者の資質の向上を図ってまいります。よろしくお願いいたします。

なお、本連盟より送付・配布した文書につきまして、ご覧になっていないという声を耳にします。今回、指導者及び保護者お一人お一人に周知徹底されることを願い、宣誓書の提出をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 規約改正部分

#### 第 9 章 賞 罰

第 24 条 本連盟の目的に沿って功績のあった者を表彰する。

2 表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈を以て行う。

第 25 条 本連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の規約・規程または通達に反する、次の行為のあった指導者（監督やコーチ等）を懲戒する。

## 2 懲戒の対象となる行為

- (1) 登録された選手等に対する暴言
- (2) 登録された選手等に対する暴力行為

## 3 懲戒の種類

- (1) 嚴重注意処分 2(1)に掲げる行為が起これば、各地区連盟会長は、当該指導者より始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 出場停止処分 2(2)に掲げる行為があれば、本連盟会長は、当該指導者に本連盟の主催する大会及び地区予選会への上場停止を文書により通知する。その期間は、通知日より 180日以上とする。
- (3) 活動禁止処分 3(2)ーイの処分後、再び処分の対象となる行為があれば、本連盟会長は、当該指導者に活動禁止（チーム等の活動にかかわることを禁ずる）を文書により通知する。その期間は 1年以上とする。
- (4) 除名処分 暴力行為等が犯罪として取り上げられるなど、極めて悪質と判断された場合は、本連盟から永久除名処分とする。

## 4 懲戒の決定

- (1) 嚴重注意処分 各地区ミニバスケットボール連盟理事会の決議にて懲戒する。処分について本連盟へ報告する。
- (2) 出場停止処分 各地区ミニバスケットボール連盟の報告を受け、本連盟常任理事会又は理事会の決議にて懲戒する。
- (3) 活動禁止処分 同上
- (4) 除名処分 同上

## 5 処分の解除

- (1) 出場停止処分 出場停止期間終了後、本連盟は、当該指導者とのヒアリングを行い、適正と認めれば、同常任理事会又は理事会の決議により処分を解除する。
- (2) 活動禁止処分 活動禁止期間終了後、本連盟は、当該指導者とのヒアリングを行い、適正と認めれば、同常任理事会又は理事会の決議により処分を解除する。
- (3) その他 平成 23 年 4 月 1 日の規約改正前に執行された除名処分については、除名処分の根拠が規約改正後の活動禁止処分と同等であり、除名処分執行から 1 年以上の期間を経ている場合に、本連盟は 当該指導者とのヒアリングを行い、適正と認めれば、同常任理事会又は理事会の決議により処分を解除する。

## 2 留意事項

- (1) 指導者本人が暴力行為（言葉の暴力を含む）と認めなくても、「たたく」「ける」「ものを投げつける」等の行為そのものを暴力行為とする。
- (2) 暴力行為は、公式戦のベンチ内のことだけにかかわらず、日々の練習、練習試合、対外試合等、ミニバスケットボールを行っているすべての場面を対象とする。
- (3) 保護者等チーム関係者が暴力行為を黙認し、度重なって行われた場合は、チームの登録を抹消することがある。